

2012年6月19日

各位

株式会社りそな銀行  
株式会社 埼玉りそな銀行  
株式会社 近畿大阪銀行**投資信託「りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド(愛称:サザンクロス)」の取扱開始について**

りそなグループのりそな銀行(社長 岩田 直樹)、埼玉りそな銀行(社長 上條 正仁)、近畿大阪銀行(社長 池田 博之)は、7月2日(月)より、毎月一定水準の払出し機能をもつ投資信託として、大和証券投資信託委託株式会社が設定・運用する「りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド(愛称:サザンクロス)」の取扱いを開始いたします。

当ファンドは、低金利が続く中、「毎月一定水準の金額を受け取りたい(キャッシュフローニーズ)」と「高金利債券での運用ニーズ」というお客さまのふたつのニーズに応えることを目指した新しいコンセプトの投資信託です。

本商品の主な特徴は以下の通りです。

- 1. ライフプランに合わせて、毎月の払出水準の異なる3つのコース(Aコース100円/Bコース50円/Cコース30円)からお選びいただけます。**
  - ・ 上記払出金の数値は、税引前のものです。
  - ・ 払出水準は、ファンドの収益率や利回りを示すものではありません。
  - ・ ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。
- 2. 運用による損益にかかわらず、基準価額が2,000円未満になるまで、ファンド資産を毎月払出します。**
  - ・ 基準価額が一度でも2,000円を下回った場合、安定運用に入った後、繰上償還します。
  - ・ 運用収益が払出額に満たない場合、払出金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
  - ・ 払出金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、払出金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 3. 豪ドル建ての債券で運用します。**
  - ・ 投資対象は、国家機関(政府・州等を含みます。)、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する豪ドル建ての債券、ならびに金融機関および事業会社等の発行する豪ドル建ての債券とします。
  - ・ 金融機関および事業会社等の発行する債券の格付けは、原則として、取得時においてA格相当以上※とします。 ※ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上とします。
- 4. 当初募集期間は2012年7月2日から2012年7月30日まで、継続申込期間は2012年7月31日から2012年9月28日までです。**

りそなグループでは、今後ともお客さまの多様化するニーズに幅広くお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んで参ります。

以上

【別紙】

<商品概要>

ファンド名称	「りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド Aコース/Bコース/Cコース」 (愛称:サザンクロス) 追加型/海外/債券
申込単位	1万円以上1円単位
取扱開始日	2012年7月2日
信託期間	無期限
決算日	9日(休業日の場合は翌営業日)
購入・ 換金のお申込み	・当初募集期間:2012年7月2日～7月30日 ・継続申込期間:2012年7月31日～9月28日 換金のお申込みは原則いつでも可能です。ただし、ファンドの休業日にあたる場合は購入・換金の受付はできません。
販売手数料	2.10%(税抜2.0%)以内
信託報酬	毎日、信託財産の純資産総額に対して年率1.0815%(税抜1.03%) なお、投資対象とする投資信託証券の報酬等が年率0.375%程度かかるため、実質的に負担する運用管理費用は年率1.4565%(税込)程度(純資産総額によっては上回る場合があります)。 ※この他に「ダイワ・プレミアム・トラスト・ダイワ・オーストラリア・ボンド・ファンド」に対して、固定報酬として年額13,500米ドルがかかります。
信託財産留保額	なし
委託会社	商号等/大和証券投資信託委託株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号 加入協会/社団法人投資信託協会 社団法人日本証券投資顧問業協会
販売会社	商号等/株式会社りそな銀行 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第3号 加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 商号等/株式会社埼玉りそな銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第593号 加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 商号等/株式会社近畿大阪銀行 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第7号 加入協会/日本証券業協会
受託会社	商号等/りそな銀行

(ご留意事項)

- ・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- ・投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・当社を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託の募集・申込等のお取扱いは当社、設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- ・取得のお申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)および一体としてお渡しする目論見書補完書面を必ずご覧ください。

## ファンドの主なリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益 および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な投資リスク	主な投資リスクの内容（損失が生じる恐れがある理由）
債券の価格変動 （価格変動リスク・ 信用リスク）	債券の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、債券の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、債券の価格は下落します。組入債券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。